

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一 育児休業の改正

一歳に満たない子についてする育児休業について、期間を定めて雇用される者にあつては、その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの。二及び第二の二の1の（一）において同じ。）が満了することが明らかでない者に限り、その事業主に育児休業の申出をすることができるものとする。 （第五条第一項関係）

二 介護休業の改正

介護休業について、期間を定めて雇用される者にあつては、介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、その事業主に介護休業の申出をすることができるものとする。 （第十一条第一項関係）

三 事業主が講ずべき措置の改正

1 事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとする。 (第二十一条第一項関係)

2 事業主は、労働者が1の申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。 (第二十一条第二項関係)

3 事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならないものとする。 (第二十二条第一項関係)

- (一) その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施
- (二) 育児休業に関する相談体制の整備
- (三) その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

四 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一 育児休業の改正

1 一歳に満たない子についてする育児休業（二の1の（一）の「出生時育児休業」を除く。以下一及び二の5において同じ。）について、子の出生後八週間の期間内に労働者が当該子を養育するために育児休業をした場合に限らず、分割して二回の育児休業申請をすることができるものとする。〔第五

条第二項関係）

2 一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業について、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合には、当該子の一歳到達日後の期間において育児休業をしたことがある場合でも再度育児休業をすることができるものとする。〔第五条第三項関係）

3 一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業について、申請をした労働者の配偶者が当該一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業をしている場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とするものとする。〔第五条

第六項関係)

- 4 一歳六か月から二歳に達するまでの子についてする育児休業について、2及び3と同様の規定を設けるものとする。 (第五条第四項及び第六項関係)
- 5 労働者が育児休業申出を撤回した場合には、育児休業の取得回数に関する規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなすものとする。 (第八条第二項関係)

二 出生時育児休業の新設

1 出生時育児休業の申出

- (一) 労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出るにより、育児休業のうち、1から4までにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで (出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。) の期間内に四週間以内の期間を定めてする休業 (以下二において「出生時育児休業」という。) をすることができるものとする。ただし

、期間を定めて雇用される者にあつては、その養育する子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができるものとする。こと。（第九条の二第一項関係）

(二) 労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出ることにより、合計二十八日を限度として、二回の出生時育児休業をすることができるものとする。こと。（第九条の二第二項関係）

(三) (一)の申出（以下「出生時育児休業申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は出生時育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならないものとする。こと。（第九条の二第三項関係）

(四) 期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を出生時育児休業終了予定日とする出生時育児休業をしているものが、当該労働契約の更新に伴い、引き続き出生時育児休業をしようとする場合についての特例を設けるものとする。こと。（第九条の二第四項関係）

2 出生時育児休業申出があつた場合における事業主の義務等

(一) 事業主は、労働者から出生時育児休業申出があつたときは、当該出生時育児休業申出を拒むことができないものとする。ただし、労働者からその養育する子について出生時育児休業申出がなされた後に、当該労働者から当該申出をした日に養育していた子について新たに出生時育児休業申出がなされた場合は、この限りではないものとする。労働者のうち育児休業をすることができないものについて、事業主と労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）で定めた場合に当該労働者からの育児休業申出を拒むことができる旨の規定を準用するものとする。（第九条の三 第一項及び第二項関係）

(二) 事業主は、出生時育児休業申出があつた場合において、出生時育児休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出生時育児休業開始予定日とされた日から当該二週間を経過する日（当該出生時育児休業申出があつた日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定

める事由が生じた場合にあっては、当該二週間を経過する日前の日で厚生労働省令で定める日）までの間のいずれかの日を出生時育児休業開始予定日として指定することができるものとする。

（第九条の三第三項関係）

(三) 労使協定で次に掲げる事項を定めた場合においては、(二)について「二週間を経過する日」とあるのは「(三)のロに掲げる期間を経過する日」とするものとする。 （第九条の三第四項関係）

イ 出生時育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備その他の厚生労働省令で定める措置の内容

ロ 事業主が出生時育児休業開始予定日を指定することができる出生時育児休業申出があった日の翌日から出生時育児休業開始予定日とされた日までの期間（二週間を超え一月以内の期間に限る。）

3 出生時育児休業開始予定日の変更の申出等及び出生時育児休業申出の撤回等

出生時育児休業開始予定日の変更の申出等及び出生時育児休業申出の撤回等について、育児休業開始予定日の変更の申出等及び育児休業申出の撤回等に係る規定の準用をするものとする。 （第九

条の四関係)

4 出生時育児休業期間等

- (一) 出生時育児休業申出をした労働者がその期間中は出生時育児休業をすることができる期間（以下「出生時育児休業期間」という。）は、出生時育児休業開始予定日とされた日から出生時育児休業終了予定日とされた日までの間とするものとする。 （第九条の五第一項関係）
- (二) 出生時育児休業申出をした労働者（労使協定で、出生時育児休業期間中に就業させることができず、かつ、当該労働者に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までの間、事業主に対し、当該申出に係る出生時育児休業期間において就業することができない日その他の厚生労働省令で定める事項（以下「就業可能日等」という。）を申し出ることができるものとする。 （第九条の五第二項関係）
- (三) (二)の申出をした労働者は、出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までは、当該申出に係る就業可能日等を変更し、又は当該申出を撤回することができるものとする。 （第九条の五第三

項関係)

(四) 事業主は、労働者から(二)の申出があつた場合には、その範囲内で日時を提示し、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までに当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、当該労働者を当該日時に就業させることができるものとする。 (第九条の五第四項関係)

(五) (四)の同意をした労働者は、当該同意の全部又は一部を撤回することができるものとする。ただし、出生時育児休業開始予定日とされた日以後においては、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に限るものとする。 (第九条の五第五項関係)

(六) 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が出生時育児休業申出に係る子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じた場合等には、当該事情が生じた日に、出生時育児休業期間が終了するものとする。 (第九条の五第六項関係)

5 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことに加え、出生時育児休業申出をし、

若しくは出生時育児休業をしたこと又は4の(二)の申出若しくは4の(四)の同意をしなかったことその他の4の(二)から(五)までに關する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。 (第十条関係)

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部改正

一 事業主が講ずべき措置の改正

常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならぬものとする。 (第二十二條の二関係)

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 雇用保険法の一部改正

一 育児休業給付金の支給に係るみなし被保険者期間の計算方法の改正

育児休業給付金の支給に係るみなし被保険者期間（育児休業（被保険者が、その一歳に満たない子（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合）にあつては、一歳六か月に満たない子（その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することとが雇用の継続のために特に必要と認められる場合）にあつては、二歳に満たない子）を養育するため休業をいう。第五において同じ。）を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、被保険者である期間内にある日（以下「休業開始応当日」という。）の各前日から各前月の休業開始応当日までさかのぼった各期間のうち賃金の支払の基礎となった日数が十一日以上であるものをいう。）が十二箇月に満たない場合は、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始した日（厚生労働省令で定める理由により当該日によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日）から起算して計算するものとする。 （第六十一条の七第三項関係）

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第五 雇用保険法の一部改正

一 育児休業給付金の改正

1 被保険者が同一の子について三回以上の育児休業（厚生労働省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合の三回目以後の育児休業については、育児休業給付金を支給しないものとする。
。（第六十一条の七第二項関係）

2 被保険者が同一の子について二回以上の育児休業をした場合は、初回の育児休業を開始した日を基準としてみなし被保険者期間及び休業開始時賃金日額（当該被保険者が育児休業を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額をいう。）を計算するものとする。
。（第六十一条の七第一項及び第六項関係）

二 出生時育児休業給付金の創設

1 育児休業給付に出生時育児休業給付金を追加すること。
。（第六十一条の六第一項関係）

2 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、出生時育児休業（子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当

該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。

）の期間内に四週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業であつて、当該被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けることを希望する旨を公共職業安定所長に申し出たものに限る。以下同じ。）をした場合において、当該出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあっては、初回の出生時育児休業とする。）を開始した日前二年間に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、休業開始時賃金日額（当該被保険者が出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあっては、初回の出生時育児休業とする。）を開始した日に受給資格者となつたものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額をいう。4において同じ。）に、当該子に係る出生時育児休業をした期間の日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額（4において支給額という。）の出生時育児休業給付金を支給するものとする。 （第六十条の八第一項及び第四項関係）

3 2にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する出生時育児休業をしたときは、出生時育児休

業給付金を支給しないものとする。 (第六十一条の八第二項関係)

(一) 同一の子について当該被保険者が三回以上の出生時育児休業をした場合の三回目以後の出生時育児休業

(二) 同一の子についてした出生時育児休業の日数が合計二十八日に達した日後の出生時育児休業

4 2にかかわらず、出生時育児休業をした被保険者にその事業主から当該出生時育児休業の期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額と支給額との合計額が休業開始時賃金日額に当該出生時育児休業をした期間の日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額を超えるときは、当該超える額を支給額から減じて得た額を支給することとし、当該超える額が支給額を超えるときは、支給しないものとする。 (第六十一条の八第五項関係)

5 育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が既に同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合における育児休業給付金の額は、当該被保険者が初回の育児休業を開始した日から起算し育児休業給付金の支給に係る休業日数及び出生時育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して百八十日に達する日までの間に限り、休業開始時賃金日額 (当該被保険者が育児休業 (当該

子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。）を開始した日に受給資格者となつたものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額をいう。）に支給日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額とすること。（第六十一条の八第八項関係）

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和四年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

- 1 第一の四の一部 公布の日
- 2 第四 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 3 第二及び第五 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 4 第三 令和五年四月一日

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の施行の状況、男性労働者の育児休業の取得の状況その他の状況の変化を勘案し、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。 (附則

第三条から第十四条まで関係)